

建議

別記要綱を以て客とする産業及労働の統制に關する口策を樹立し、之を實施せしむる目的を以て、總理大臣並國務卿の下に、産業及労働に關係ある團体の代表者並に學識経験ある人士に依つて構成する産業労働統制審議会を速かに設置せしむることを要請す

要綱

- 一、産業労働者ヲ新設し關係行政事務ノ統一ヲ計リ更ニ労働ノ企業兩者代表ヲ主トシテ諸向委員会ヲ置キ今日の假力ニ依リ産業ト労働ノ統制ヲ確立スベシ
- 二、重要産業並ニ大産業ハ口策若クハ口家管理ヲ終局目標トシ口家権力ニ依リテ指導監督シ之レヲ統制スベシ
- 三、中小並ニ雜ニ業ハ各産別ニ同業組合ヲ組織セシメ之ニ權利力ヲ附與シ口家ハ同組合ヲ監督シテ之ヲ指導監督シソノ統制ヲ行フベシ
- 一、労働組合法、口作協約法ヲ制定シ以テ労働階級ニ希望ト夫明ヲ與ハシ労働組合運動ニ一定ノ軌軌ヲ不レ運動ノ健全性ヲ助長シテ産業紛争ノ最文化ヲ計リ進ニシ労働者ガ

口家産業ニ貢獻ナレ得ルヤウ指導統制スベシ  
現行労働者調停法ヲ改正シテ一般産業ニモ強制調停ヲ行ヒ更ニ調停ト和解ニ依リテ解決シ得ガレ事件ニ限リ之ニ最終的裁断ヲ下シ以テ労働ノ利益の平等ヲ嚴格ニ終見セシムル為メ労働ノ企業、消費、三者各々代表ニシテ高等審官ヲ参加セシムル産業労働裁判所ヲ新設スベシ

一、産業協会の設置は労働企業兩者ノ自主的努力力ニノミ依テ之ニ任セシムルナク口家ハ団体ノ協約法ニ依リテ協裁ノ最文化ト産業平和トヲ促進シ以テ労働ノ産業協会の復興ニ努ムベシ

二、産業協会の専ら主務大臣、地方長官、若クハソノ任命セル官更ヲ議長ニシ労働ノ企業兩者同数ノ委員ヲ以テ構成ス  
但し専ら全口策の並ニ地方的、産業的ニ設置スベシ

以上